

1 趣旨

- 都立病院及び公社病院は令和4年7月1日付で地方独立行政法人へ移行(開設者変更)
- 開設者が東京都及び公益財団法人東京都保健医療公社から地方独立行政法人東京都立病院機構に変わるため、新たに地域医療支援病院の承認を行う必要がある。
- 承認に当たり、あらかじめ地域医療構想調整会議の協議が必要となるため、当該病院が所在する二次保健医療圏の地域医療構想調整会議構成員へ意見照会を実施した。(6月10日～同月15日)

2 現在承認している病院と新たに承認する病院

番号	二次保健医療圏域	現在承認している病院	新たに承認する病院
1	北多摩北部	公益財団法人東京都保健医療公社 多摩北部医療センター	地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立多摩北部医療センター

3 構成員からいただいた主な御意見

- 本件については異存ない。
- 引き続き、今迄力を入れていただいていた救急医療やがん診療を更に充実していただきたい。
- 今後の感染症対応についても、地域の医療機関の中心としての役割を期待する。地区医師会や行政機関とも更に連携を深めて、地域医療の発展・充実に引き続き寄与していただきたい。
- 新型コロナウイルス感染症への対応も含め、地域の関係機関等との連携を一層強化されたい。地域から強く求められている小児科等の医療の充実をお願いしたい。

【参考】今後の予定

- 東京都医療審議会の諮問・答申を経て、都で決定(令和4年7月1日)